

議案第32号

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他

必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加え、同項第2号中「行う又は」を「行い、又は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加える。

第12条見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス」というを「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。